

承認品等の有効期限に関する事項

改正要領

船用材料・機器等の承認及び認定要領
(日本籍船舶用)

改正事項

承認品等の有効期限に関する事項

改正理由

「船用材料・機器等の承認及び認定要領」に従って本会が承認している材料, 機器, 製造方法等の多くは承認の有効期限が5年として定められているが, アンカーやチェーンの製造方法などの一部の物件については当該有効期限が定められていない。また, 有効期限が定められているものであっても, 5年以外となっているものがあり, 全ての物件について有効期限が統一されていない。

今般, 上記の有効期限を5年に統一すべく関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 承認の有効期限が定められていない物件について, 新たに有効期限を5年に定め, 更新時に必要な手続き等に関する要件を定めた。
- (2) 承認の有効期限が4年又は6年となっている物件について, 有効期限を5年に改めた。
- (3) 承認申込書の書式例の一部を改めた。